

## 児童相談所と子供家庭支援センターとの連携

子供家庭支援センター(区市町村)を児童相談の第一義的窓口とし、児童相談所(東京都)を専門性の高い困難事例の対応窓口としながら、児童虐待に対して連携して取り組んでいます。

### 子供家庭支援センター

都内の区市町村において、18歳未満の子供と家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口として、下記の事業を行い、地域の関係機関と連携をとりつつ、子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。

#### センターの種類

- 先駆型子供家庭支援センター(事業内容①から⑤を実施)
- 従来型子供家庭支援センター・小規模型子供家庭支援センター(事業内容①・②を実施するほか④及び⑤のⅡの実施が可能)

#### 事業内容

##### ①子供家庭総合ケースマネジメント事業

- 総合相談  
面接や電話、訪問などにより、子供自身や保護者などからあらゆる相談を受け付けています。
- 子供家庭在宅サービスなどの提供  
ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育等の在宅サービスの提供・調整を行っています。
- サービスの調整  
児童相談所や保健所・保健センターなどの関係機関と連携し、相談内容に応じた適切な指導・援助を行います。

##### ②地域組織化活動

子育てサークルの支援やボランティアの育成など、地域組織化活動を行っています。

##### ③要支援家庭サポート事業

- 養育支援訪問事業  
養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、当該家庭の適切な養育の実施を確保するため、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。また、産前産後、多胎出産、その他の事情により、養育の支援が必要と思われる家庭に対して、育児相談や簡単な家事などの援助を行う育児支援ヘルパーを派遣します。
- 見守りサポート事業  
児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるものの、在宅での指導が適切と判断される家庭や、児童虐待により児童相談所が一時保護または施設措置等を行った児童が家庭復帰した後の家庭への支援を行います。

##### ④在宅サービス基盤整備事業

地域における在宅サービスの担い手となりえる養育家庭の拡充のため、都と協力して養育家庭体験発表会を開催するなど養育家庭制度の普及・啓発活動を行います。

##### ⑤専門性強化事業

###### I 虐待対応の強化

虐待対策ワーカーとして児童福祉司任用資格を有する職員を配置し、要支援家庭サポート事業を強化する取組を実施しています。

###### II 心理的ケアへの取組

子供や保護者等の心理的側面からのケアに加えて、保育所や子育てひろば等の関係機関に対して、支援の方法等をスーパーバイズできる心理専門支援員を配置しています。

### 区市町村児童虐待対応力向上支援事業(平成23年度から実施)

先駆型子供家庭支援センターでは、児童虐待ケースにより的確に対応するため、複数対応や組織的対応ができる体制を確保することにより、区市町村の児童虐待対応の向上を図っています。

#### ①虐待対策調整事業

先駆型センターに虐待対策コーディネーターを配置し、先駆型センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進することにより、区市町村における虐待対応力の更なる向上を図ります。

#### ②虐待ケース対応強化事業

児童人口の規模に応じた基準により、先駆型センターに虐待対策ワーカーを増配置し、個別ケースへの支援の充実を行います。

児童相談所は子供家庭支援センターと密接に協力・連携しながら児童虐待に対応しています。

## 児童相談所の虐待対策

児童相談所と関係機関は児童虐待の防止や児童虐待に対応するため、様々な対策を行っています。

### 1) 児童相談所の体制強化

#### ○児童福祉司、心理司の定員を増員

児童福祉司を、平成16年→138人、平成17年→149人、平成18年→159人、平成21年→172人、平成23年→183人に増員し、また児童心理司を平成19年に39→59人に増員しています。

#### ○児童虐待カウンセリング強化事業を実施

虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等による、保護者などへのカウンセリングを各児童相談所で実施しています。(平成13年度から実施)

#### ○協力弁護士制度の実施

困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応するため、協力弁護士制度を実施しています。さらに各児童相談所に非常勤弁護士を配置しています。(協力弁護士は平成13年度から、非常勤弁護士は平成16年度から実施)

#### ○虐待対策班の設置

児童虐待に迅速かつ機動的に対応するため、各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員からなる虐待対策班を設置しています。(平成15年度から実施)

#### ○死亡事例等検証部会の設置

平成15年度から、今後の支援に活かせるように児童虐待による死亡事例や重大事例について分析し、検証しています。また、平成20年度からは児童福祉審議会の中の特別部会で行っています。

#### ○通年開所

児童虐待に迅速に対応するため、緊急ケースに土・日曜日、祝日(年末年始を含む)にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。(平成16年度から実施)

#### ○協力医師制度の実施

法医学の専門的知識・経験を有する病院(医師)を協力病院(医師)として指定し、身体的虐待が疑われる外傷等について、法医学の見地からの意見・診断を得ることにより、虐待相談への的確な対応を図ります。また、平成19年度から小児科の専門家にも広げ、より一層の対応強化を図っています。(平成18年度から実施)

### 2) 子供・家族支援等の強化

#### ○家族再統合のための援助事業

虐待を受けて児童養護施設に入所している子供や養育家庭に委託されている子供とその保護者に、家族合同でのグループ心理療法(ファミリー・ジョイント・グループ)や、親のグループカウンセリング(愛称:「やっほー」、「い・い・な」)、家族カウンセリングなどさまざまな援助を行っています。(治療指導課で平成14年度から実施)

#### ○家庭復帰促進事業

児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組みを行い入所児童の早期家庭復帰を促進するために、家庭復帰支援員を各児童相談所に配置しています。(平成15年度から実施)

### 3) 地域・関係機関との連携

#### ○関係機関との連携

児童虐待対策について、児童福祉分野のほかにも多様な機関が関わる必要があるため、各関係機関の連携、虐待の早期発見、再発防止体制づくり等を目的として、福祉事務所、保健所、学校、警察、家庭裁判所などと連絡会等を実施しています。

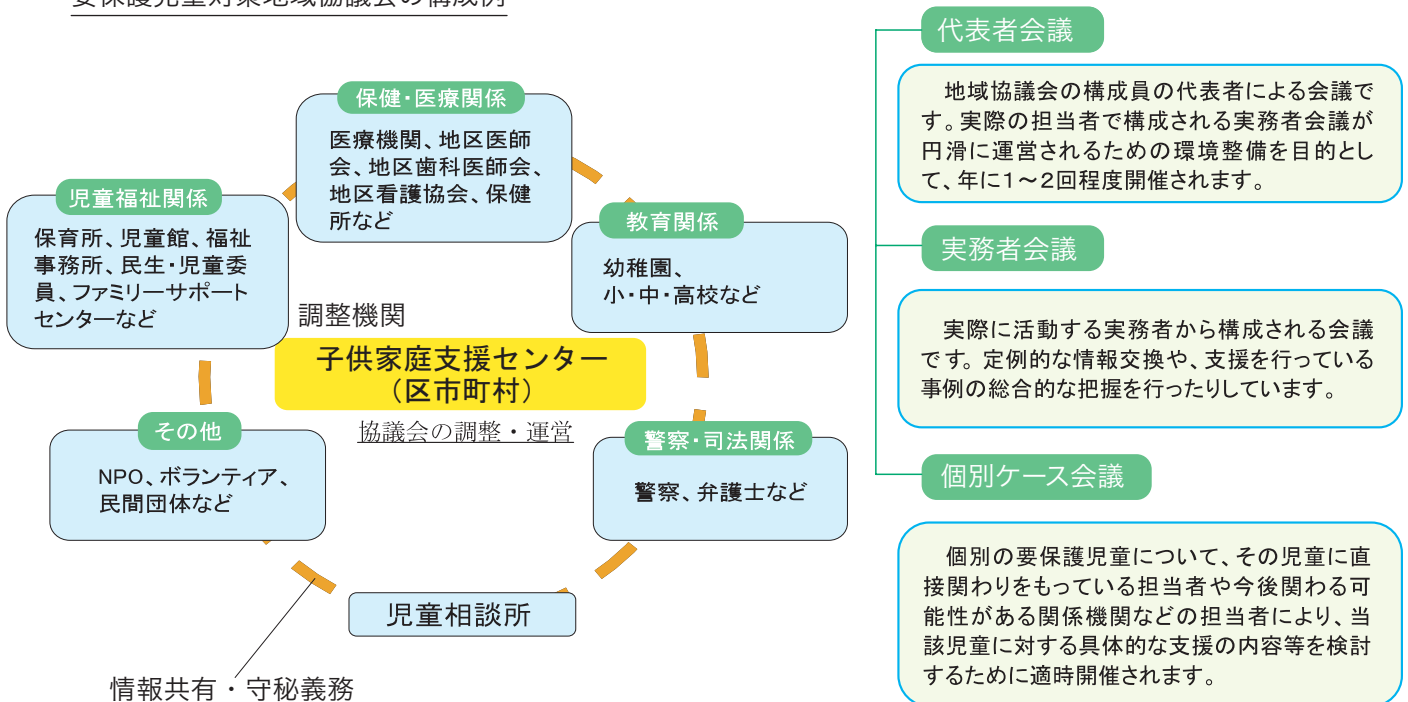
## ○民間相談機関との連携

複雑な児童虐待について民間相談機関とも連携して対応するために、平成12年に社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と、平成16年に社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」とそれぞれ協定書を締結しました。

## ○要保護児童対策地域協議会への参画

虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童などの適切な保護のために要保護児童対策地域協議会に参画しています。要保護児童対策地域協議会とは、地方公共団体によって設置される幅広い関係機関や民間団体が参加する協議会です。代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の3つの会議などから構成され、構成員に守秘義務を課すことで、関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携して、保護を要する子供の早期発見、適切な保護を図ろうとするものです。

### 要保護児童対策地域協議会の構成例



## 4) 児童相談所以外の虐待対策事業

### ○乳児家庭全戸訪問～こんにちは赤ちゃん事業～（区市町村）

生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供をできるようにします。

### ○要支援家庭の早期発見に向けた取組み

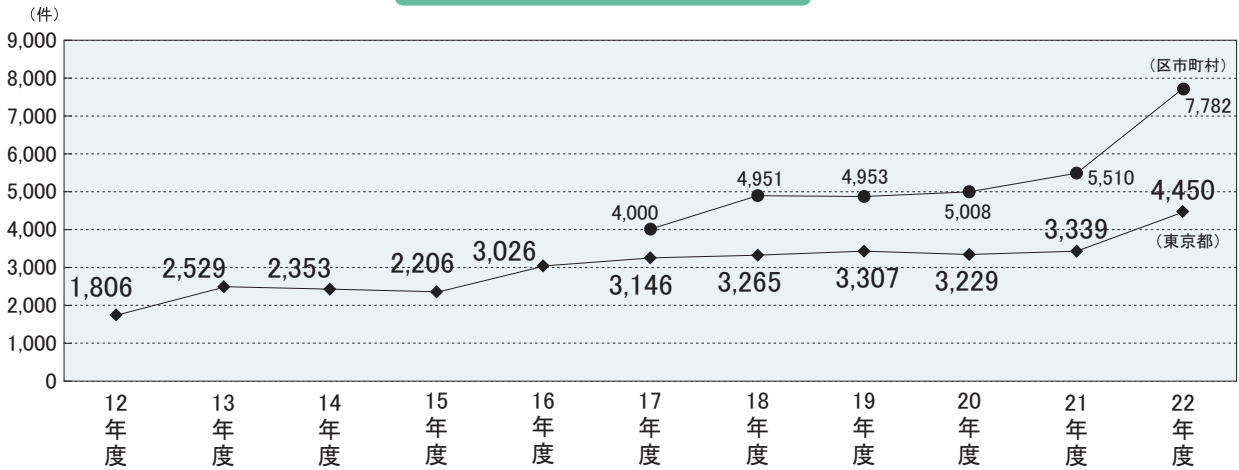
母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、子育てスタート支援事業や保健所の個別指導、子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組みを支援します。

### ○医療機関における虐待対応力強化

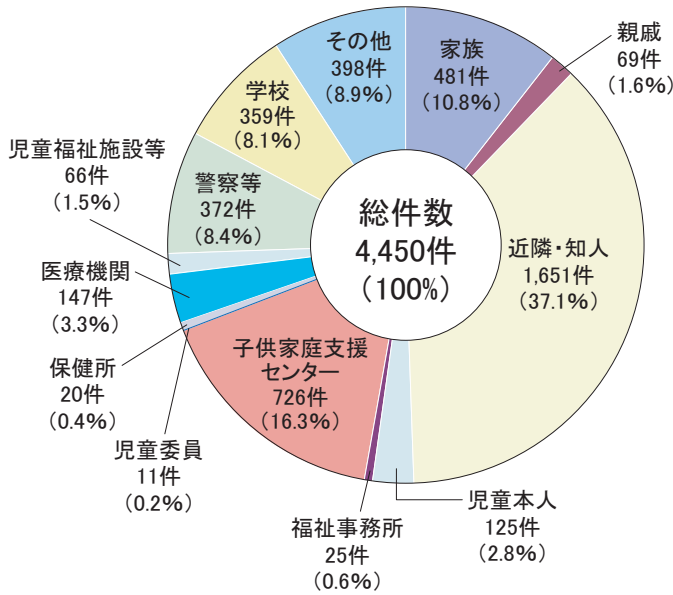
医療機関における虐待対応力の強化を図るため、児童相談所による院内の虐待対策委員会（CAPS）の立ち上げ支援や、児童虐待に関する医療従事者向けの研修を実施しています。

また、CAPS支援設置病院の連絡協議会や地域の関係機関との合同研修など、児童虐待の防止や適切な対応に向け、医療機関との連携強化のための取組みを行っています。

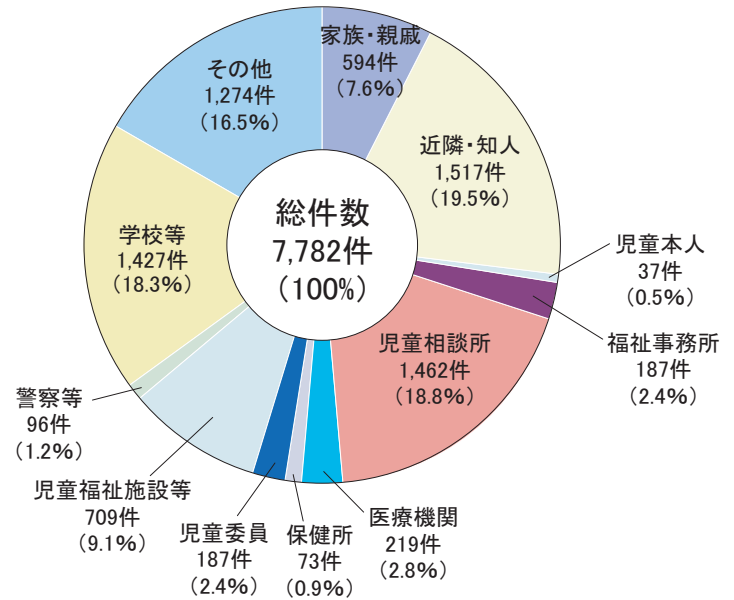
虐待対応状況(都、区市町村)



経路別虐待相談対応状況(都)

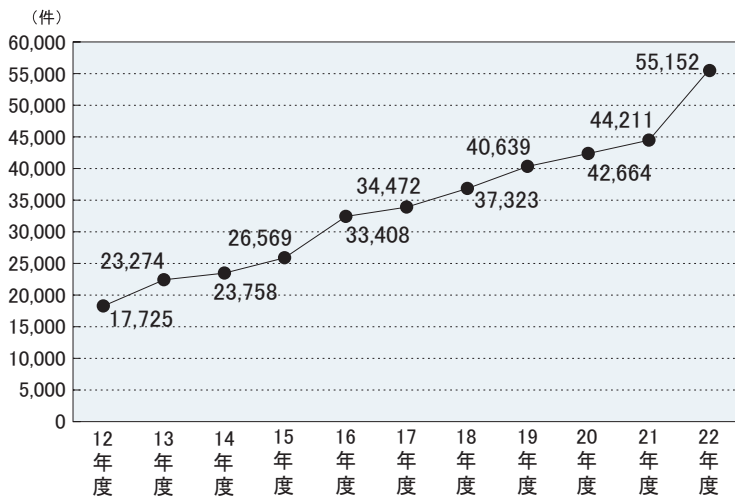


経路別虐待相談対応状況(区市町村)

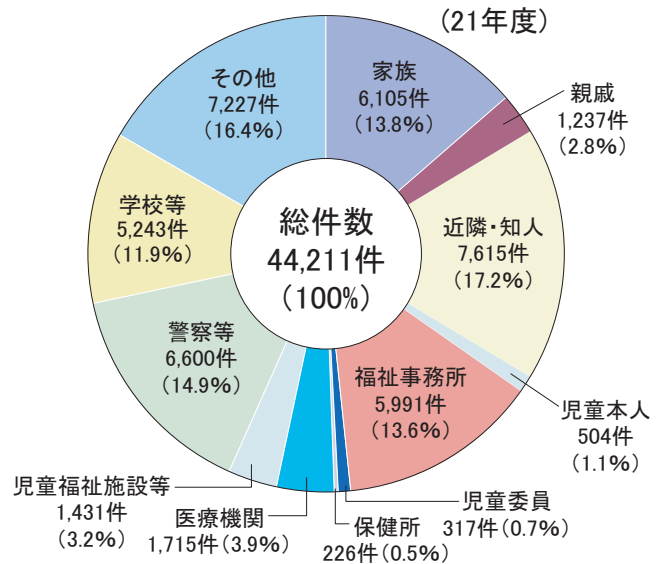


全国データ

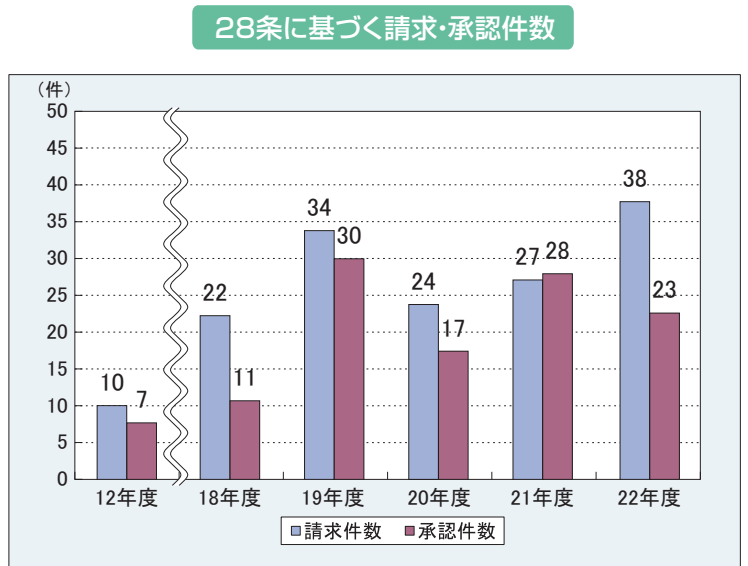
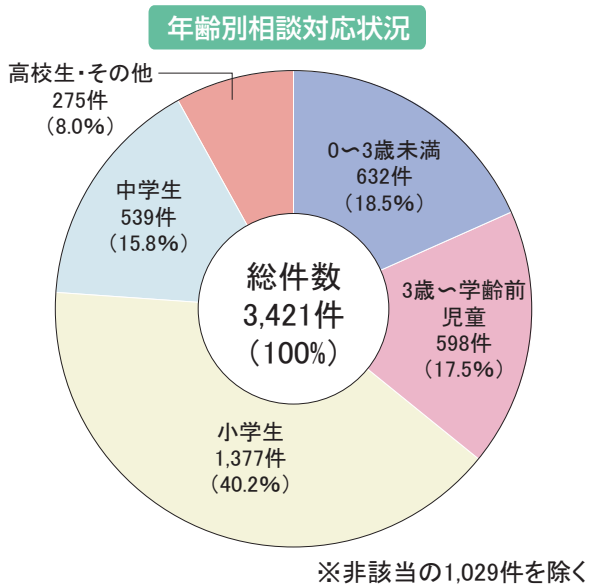
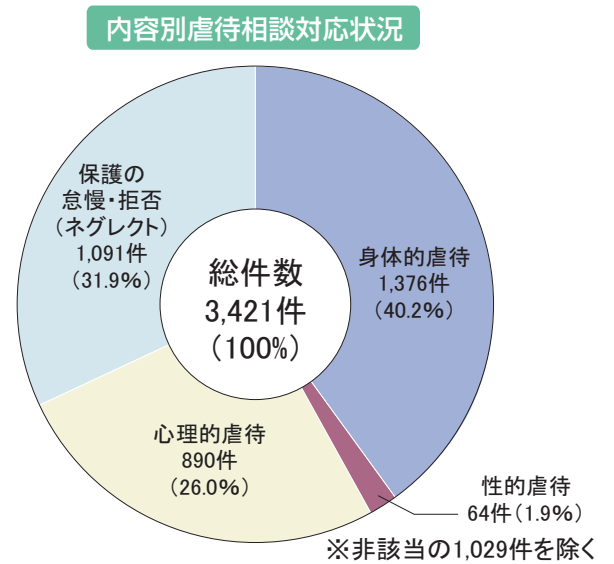
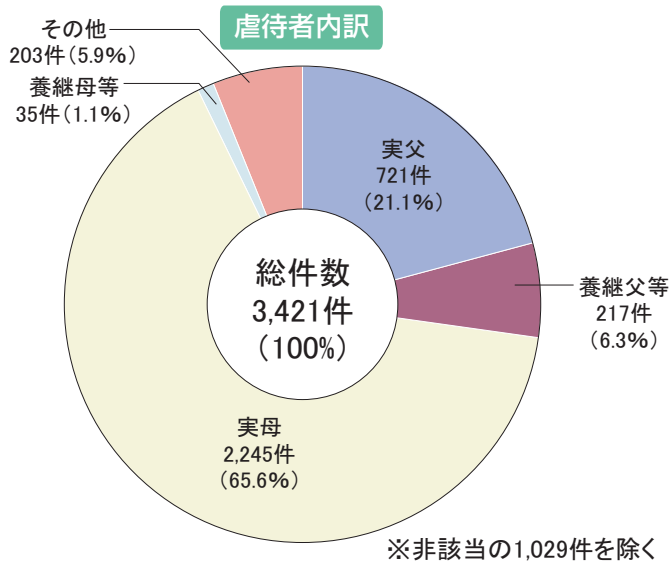
虐待対応状況



経路別虐待相談対応状況



東京都の平成22年度の統計データです。



※28条  
家庭裁判所の審判による施設入所

